23 国 際 第 1 3 0 号 平成 23 年 4 月 2 9 日

各都道府県担当部長 殿

農林水産省大臣官房国際部国際協力課長農林水産省大臣官房国際部参事官(貿易関税チーム)

韓国向けに輸出される食品に関する証明書の発行について

東日本大震災にともない、諸外国からは、日本産の農林水産物・食品に対する輸入規制 措置が講じられ、産地証明や放射性物質に関する検査証明などが求められるようになって おり、その数は増加傾向にあります。

このような中で、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」(平成23年4月21日付23国際第83号農林水産省大臣官房総括審議官(国際)通知)により、既に証明書発行の協力をお願いしたところです。

今後も、別添「諸外国・地域の規制措置」にありますように、各国からの要請に基づいて輸出証明書の発行が必要と考えられますので、可能な限り、事務手続きの簡素化を目指し、輸出証明書様式を一般化して、各国共通の様式になるよう協議を進めて参ります。

様式が決まり次第、速やかに各都道府県にお知らせしますので、今後も輸出証明書発行 にご協力をいただくようよろしくお願い申し上げます。

つきましては、今般、韓国について、下記の通り輸出証明書の取り扱いが決まりました ので、お知らせするとともに、対応方よろしくお願い申し上げます。

記

韓国については、5月1日以降に日本から輸出される食品について、以下の通り我が国の当局が発行する証明書の添付が必要になりました。

このため、当分の間、各都道府県の農林担当部局(農林水産物の輸出担当が他部局である場合にあっては、その部局。)による証明書の発行をお願いいたします。

なお、水産物については別途、水産庁において証明書を発行することとしております。

- 1 輸入停止措置の継続福島、茨城、栃木、群馬、千葉(一部地域)で産出した野菜類等
- 2 証明書の添付(別紙) 次の区分ごとに輸出国の管轄当局が発行する証明書の添付を要求

	対象	証明すべき内容
1	3月11日より前に収穫、加工した全ての食品	収穫・加工の時期
2	13 都県(福島、群馬、茨城、栃木、千葉、宮城、山	韓国の放射性物質基準
	形、新潟、長野、埼玉、神奈川、東京、静岡)で収	に適合することの証明
	穫・加工した全ての食品(1の食品を除く。)	
3	13 都県以外で収穫・加工した全ての食品	収穫・加工した道府県

# (韓国の放射性物質基準)

核種	対象食品	基準(Bq/Kg,L)
ヨウ素(131I)	乳幼児食品	100
ヨウ素(131I)	乳及び乳加工品	150
ョウ素(131I)	その他食品	300
セシウム(134Cs+137Cs)	全ての食品	370

※ヨウ素、セシウムが検出された場合は、追加的にストロンチウムやプルトニウム等に対して追加検査を要求しているが、これらについては確認中

(別紙)

韓国向け輸出食品(水産物を除く。)の輸出に関する証明申請書

年 月 日

都道府県農林担当部局長 殿

私は、標記について、裏付け証明をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。

なお、上記裏付け証明については、法令に基づく措置ではないことにつき了解しており、当該裏付け証明を行ったことに基づき、貴自治体及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確認します。

## Declaration for the import into the Republic of Korea of

Consignment Code Declaration Number	
DECLARES that the	• •
	(products)
of this consignment composed of:	
(description of consignment, product, number and type of	
embarked at	(embarkation place)
on	(date of embarkation)
by	(identification of transporter)
going to(pl	ace and country of destination)
which comes from the establishment	
(name	e and address of establishment)
<ul> <li>□ has been harvested and/or processed before 11 March 2011</li> <li>□ is originating from a prefecture other than Miyagi, Yamagata, Fukus Chiba, Saitama, Tokyo, Kanagawa, Shizuoka, Niigata, and Nagano.</li> </ul>	shima, Ibaraki, Tochigi, Gunma,
□is originating from the prefectures Miyagi, Yamagata, Fukushima, Iba Saitama, Tokyo, Kanagawa, Shizuoka, Niigata, and Nagano, has been	•
on(date), subjected to laboratory analysis on	(date) in
the	
(name of laboratory), to determine the level of the radio	nuclides, iodine-131, caesium-
134 and caesium-137, and the analytical results are in compliance with	the current Korean government
requirement.	
The analytical report is attached.	
Done at on	
	Stamp and signature of
authorized repre	sentative of competent authority

<sup>\*</sup> Product and country of origin.

## 諸外国・地域の規制措置(4月28日現在)

- ・掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、農林水産省は利用者が当ホームページの情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
- ・各国・地域の詳細な規制内容については、掲載した各国政府HP等を御参考に、各国の政府機関へ御確認して下さい。
- ・各国・地域から求められる政府作成の各種証明の取扱については、輸出国との間で発行条件等に関する協議が整い次第、順次当ホームページに掲載します。

### ①日本の全ての食品につき輸入停止又は証明書を要求

	*****	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉 (12都県)	全ての食品	政府又は指定検査機関作成の放射能基準適合 証明書及び産地証明書を要求		駐日タイ王国大使館 電話 03-6661-3844 FAX 03-3791-1400	
1 2 都県以外		政府作成の産地証明書を要求	E-mail agrithai@ext		
福島、群馬、栃木、茨城、千葉(旭市、 香取市、多古町)(5県)	ほうれん草、かきな、原乳* 飼料** 等	輸入停止	原乳*は福島、茨城産のみ が対象 飼料**は、福島、栃木、群馬、 茨城産のみが対象	駐日韓国大使館	○食品医薬品安全庁:生鮮及び加工食品(畜水産物を除く) http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56
福島、群馬、栃木、茨城、千葉、宮城、 山形、新潟、長野、埼玉、神奈川、静 岡、東京(13都県)	全ての食品 (5県産の上記を除く)	政府作成の放射能基準適合証明書を要求	5月1日から施行	E-mail economic_jp@mofat_go.kr (問い合わせ時には、住所、電話 番号、E-mailアドレスを添えること)	〇農林水産食品部: 畜水産物 http://www.maf.go.kr/main.jsp 〇水産物品質検査院釜山支院: 水産物 http://cafe.daum.net/nfisbusan
13都県以外	全ての食品	政府作成の産地証明書を要求	5月1日から施行		
福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉(12都県)	全ての食品、飼料	輸入停止	・日本産食品の海外輸出業 者又は代理業者は、登録が	肚口巾围土体给 经交流数加	
1 2 知但以从	全ての食品、飼料	政府作成の放射能基準適合証明書、産地証明 書(産出県)を要求	・日本産食品の中国輸入業 者に対し、輸入及び販売記	電話 03-3440-2011 FAX 03-3446-8242	
1 乙旬/示 以介	水産物	上記に加え、中国輸入業者に産地・輸送経路 を記した検疫許可申請を要求	録制度の導入。		
福島、東京、埼玉、栃木、群馬、 茨城、千葉、神奈川(8県)		輸入停止		駐日ブルネイ・ダルサラーム国大	
上記以外の道府県	加工食品、農産品、鮮魚	輸出者作成の産地証明(産出県)及び公的機 関作成の放射能基準適合証明書の添付を要求		使館 電話:03-3447-7997	
福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山形、新潟、神奈川、埼玉、東京、千葉(11都県)	全ての食品	政府作成の放射能基準適合証明書を要求	3月11日より前に収穫·加 エした食品については、	駐日マレーシア大使館 電話 03-3476-3840	
1 1 都県以外		政府作成の産地証明書を要求	日刊証明を要求		
福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、 新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉 (12都県)	すべての食品、飼料(原材 料を含む)	政府又は指定検査機関作成の放射能基準適合 証明書を要求 (3月11日より前に収穫・製造した食品につい ては、その旨を証明できれば上記は不要) カナダにてサンブル検査	判断するため、当局に	駐日カナダ大使館 電話 03-5412-6200	〇食品検査庁 http://www.inspection.gc.ca/english/fssa/imp/eartere.shtml
1 2 都県以外		取扱業者作成の産出県、保管場所等の証明を 要求 カナダにてサンプル検査			
福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、 新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉 (12都県)	全ての食品	政府作成の放射能基準適合証明書(ポルトガ ル語翻訳付き)を要求	3月11日より前に製造・ 梱包した食品は、日付証	駐日ブラジル大使館	
1 2都県以外		政府作成の産地証明(ポルトガル語翻訳付 き)を要求	翻訳付き)	<b>尼</b> 加 03 0404 3211	
福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉(12都県)	全ての食品、飼料	政府作成の放射能基準適合証明書を要求 輸入国にてサンプル検査	3月11日より前に収穫・製	(EU) 右記ホームページを参照 駐日スイス大使館 電話 03-5449-8400	英語 http://www.deljpn.ec.europa.eu/modules/world/afs/fa q/²ml_lang=en
1 2 都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の産地証明(産出県)を要求 輸入国にてサンブル検査	- 這した食品については、  日付証明を要求。 	駐日ノルウェー大使館 電話 03-6408-8100 駐日アイスランド大使館 電話 03-3447-1944	日本 http://www.deljpn.ec.europa.eu/modules/world/afs/fa q/?ml_lang=jp
	新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉 (12都県) 12都県以外 福島、群馬、栃木、茨城、千葉(旭市、香取市、多古町)(5県) 福島、群馬、栃木、茨城、神奈川、 岡、東京、新潟、宮城、山形、 第12都県以外 福島、東京、新潟、宮城、山形、 第12都県) 12都県以外 福島、東京、新潟、東京、千葉 (12都県) 12都県以外 福島、群馬、川(8県) 12都県以外 福島、群馬、川(8県) 11和県以外 福島、群馬、川(8県) 11和県以外 福島、群馬、川(11和都県) 11和県以外 福島、群馬、川(11和都県) 11和県以外 福島、農野県、栃木、茨城、宮城、山形、 第1、日本部県) 12都県以外 福島、農野県、栃木、茨城、宮城、山・千葉 (12都県) 12都県以外 福島、農長都県) 12都県以外 福島、農長郡県、 12都県以外 福島、農長郡県、 12都県以外 福島、農長郡県、 12都県以外 福島、農民、栃木、茨城、宮城、二千葉 (12都県) 12都県以外 福島、農民、栃木、茨城、宮城、千葉 (12都県) 12都県以外 福島、農民郡、 12都県以外 福島、農民郡、 12都県、 12番県、 12番県・	新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉 (12都県)外 福島、群馬、栃木、茨城、千葉、宮城、山形、新潟、長野・埼玉、神奈川、静岡、東京(13都県)	## 2 日 2 都県以外  1 2 都県以外  1 2 都県 1 以 1 大 2 都県 1 以 1 大 2 都県 1 以 1 日 2 都県 1 以 1 日 3 都県 1 別 1 大 2 都県 1 以 1 日 3 都県 1 別 1 日 3 都県 2 野 1 内 2 都県 1 以 1 日 3 都県 2 野 1 内 2 都県 1 日 3 都県 2 野 1 日 3 田 3 田 3 田 3 田 3 田 3 田 3 田 3 田 3 田 3	1 2 都県以外   1 2 都県以外   2 本の食品   2 が育水、原東、千葉   1 2 都県以外   2 本の食品   2 本の食	1 2 部県以外   日本の食品   日本の食品

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
仏領ポリネ シア ニューカレ ドニア(仏領)	4 7都道府県	全ての食品、飼料	輸入停止		駐日フランス大使館 電話 03-5798-6000	
アラブ首長	4 7 都道府県	生鮮食品	輸入停止		駐日アラブ首長国連邦大使館	
国連邦	4 / 即处的 <del>《</del>	その他の食品	政府作成の放射能基準適合証明書を要求	電話 03-5489-0804		
オマーン	アーン 47都道府県	全ての食品	政府又は国際機関作成の放射能基準適合証明 書を要求		駐日オマーン大使館	
, ( )		生鮮食品、果物、ミルク(粉 ミルクを含む)	上記に加え、オマーンにてサンプル検査を実 施		電話 03-5468-1088	
カタール	4 7 都道府県	全ての食品	政府作成の放射能基準適合証明書を要求		駐日カタール大使館 電話 03-5475-0611	
レバノン	4 7 都道府県	全ての食品、飼料	放射能基準適合証明書を要求		駐日レバノン大使館 電話:03-5114-9950	
エジプト	4 7 都道府県	全ての食品、植物、植物製 品等		3月11日以降に日本から 出荷されたもの	駐日エジプト大使館 電話 03-3770-8022	

# ② 日本の一部食品につき輸入停止又は証明書を要求し、他の品目の全部または一部につき全ロット検査

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
インドネシ		加工食品	政府又は指定検査機関作成の放射能基準適合 証明書を要求 インドネシアにて全ロット検査	証明がない場合はインド ネシアにて検査	駐日インドネシア大使館	
ア	4 / 都追附県	製品、穀物、生鮮果実、生鮮野菜	政府作成の放射能基準適合証明書を要求 		電話 03-3441-4201 FAX 03-3447-1697	
		水産物	放射能基準適合証明書を要求	証明がない場合はインド ネシアにて検査 今後実施予定		
	福島、群馬、栃木、茨城、千葉(5県)	全ての食品	輸入停止			
台湾	5県以外	果物、野菜、水産物、海藻 類、乳製品、ミネラルウォー ターなどの飲料水、ベビー フード	台湾にて全ロット検査		台北駐日経済文化代表処 電話 03-3280-7884 FAX 03-3280-7928 E-mail economy@roc-taiwan.org	
		加工食品	台湾にてサンプル検査			
	福島、群馬、栃木、茨城(4県)	   肉、乳製品(チョコレー   ト、クッキーを含む)、飼	輸入停止			
	4 県以外	育用動物、飼料 フィリピンにてサンプル検査			駐日フィリピン大使館	
フィリピン		加工食品	フィリピンにてサンプル検査		電話 03-5562-1600	
	4 7 都道府県	水産品	フィリピンにて全ロット検査(放射能基準適合証明書があれば検査を省略)			
	福島、茨城、栃木、千葉(4県)	·加工・包装食品	放射能基準適合証明書を要求 ベトナムにてサンプル検査	証明がなければベトナム にて全ロット検査		
ベトナム	4 県以外	加土・己衣及叩	放射能基準適合証明書を要求	証明がなければベトナム にてサンプル検査	駐日ベトナム大使館 雷託 03-3466-3311	
	福島、茨城、栃木、群馬、新潟、山形(6県)	生鮮食品	ベトナムにて全ロット検査		765HH 00 0.00 0011	
	6県以外		ベトナムにてサンプル検査			

### ③ 日本の一部食品につき輸入停止又は証明書を要求

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP	
	福島、群馬、栃木、茨城(4県)	食肉、牛乳·乳製品、果物、野菜、 水産物	輸入停止		シンガポール農食品獣医庁(Agri-		
シンガポー	千葉、東京、神奈川、埼玉、静岡、兵	果物、野菜		3月11日より前に収穫・	Food &Veterinary Authority of Singapore) Quarantine & Inspection	OAgri-Food &Veterinary Authority of Singapore	
	庫(6都県)	食肉、牛乳·乳製品、水産物	   政府作成の産地証明(産地県)を要求(4月	製造した食品については 日付証明を要求	Department Tel: +[65]6227 0670	http://www.ava.gov.sg/	
	上記以外の道府県	水産物	22日から施行) シンガポールにてサンプル検査		Fax: +[65]6227 6305 Email: ava_email@ava.gov.sg		
		果物、野菜、牛乳、乳飲料、粉ミルク	輸入停止		子进 北 市 级 这 郑 目 () 主 初		
香港	福島、群馬、栃木、茨城、千葉(5県)	食肉(卵を含む)、水産物	政府作成の放射能基準適合証明書を要求		香港政府経済貿易代表部 電話 03-3556-8980 FAX 03-3556-8968 E-mail tokyo_enquiry@hketotyo.gov.hk	○香港経済貿易代表部(東京) http://www.hketotyo.gov.hk/	
		加工食品	香港にてサンプル検査				
	5県以外	全ての食品	省でにてリンプル快宜				
マカオ	福島、群馬、栃木、茨城、千葉、宮城、 山形、新潟、長野、山梨、埼玉、 東京(12都県)	全ての食品	輸入停止				
	福島、栃木*(2県)	ほうれん草、かきな、原乳、き のこ、イカナゴの稚魚等	輸入停止	※栃木はほうれん草のみ が対象。		〇米国食品医薬品局(FDA):	
米国	福島、群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉(6県)	牛乳・乳製品、果物、野菜とその加工品(2県産の上記を除く)	放射能基準適合証明書を要求	放射能基準適合証明につ		<ul> <li>Import Alert http://www.accessdata.fda.gov/cms_ia/importalert_621</li> <li>.html</li> <li>Questions about Food Safety</li> </ul>	
	(0宗)	上記以外の食品、飼料	 	いては、米国内の検査機 関によることも可。		http://www.fda.gov/NewsEvents/PublicHealthFocus/ucm247403.htm#importjapan	
	6 県以外	食品、飼料	不国にてサンフル校園			. 5.	
	福島、群馬、栃木、茨城、東京、千葉、長野(7都県)	全ての食品	輸入停止		駐日ロシア大使館		
ロシア	7都県以外		ロシアにて検査		電話:03-3583-4224 / 03-3583-5982		
	242施設(青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、新潟県に所在する施設)	水産品・水産加工品	輸入停止		Fax: 03-3505-0593		

### ④ 検査強化

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
インド	47都道府県	全ての食品	インドにてサンプル検査		駐日インド大使館 電話 03-3262-2391 FAX 03-3234-4866 E-mail embassy@indembjp.org	
ネパール	47都道府県	全ての食品	ネパールにてサンプル検査		駐日ネパール大使館 電話 03-3713-6241	
パキスタン	4 7 都道府県	全ての食品	パキスタンにてサンプル検査(放射能基準適合証明書があれば検査を省略)		駐日パキスタン大使館 電話 03-5421-7741	
ミャンマー	4 7 都道府県	全ての食品	ミャンマーにて検査	日曜の洪でのも中佐	駐日ミヤンマー大使館 電話 03-3441-9291 FAX 03-3447-7394	

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP	
	福島、群馬、栃木、茨城、千葉(5県)	牛乳·乳製品、果物、野菜、水 産物	豪州にてサンプル検査		駐日オーストラリア大使館	〇豪州·NZ食品基準機関(FSANZ) http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducatio	
	宮城、山形、新潟、長野、埼 玉、東京、神奈川、静岡(8都 県)		家川に じップラル収重		電話 03-5232-4111	n/factsheets/factsheets2011/safetyoffoodfromjapa51 10.cfm	
	福島、群馬、栃木、茨城、千葉、宮城(6県)	菜、茶、海藻等	検査強化		駐日ニュージーランド大使館	ONZ農林省食品安全庁	
ニュージー	埼玉、東京、神奈川、新潟、静 岡、山形、長野(7都県)	葉物野菜	1大旦 近 し				
ランド	4.7. 拟送应周		輸入業者、通関業者が産地を自己申告すれ ば、通常の輸入検査		電話 03-3467-2271	http://www.foodsafety.govt.nz/	
ウクライナ	47都道府県	全ての食品	ウクライナにて検査		駐日ウクライナ大使館 電話 03-5474-9770		
イラン	4 7 都道府県	全ての食品	イランにてサンプル検査		駐日イラン・イスラム共和国大使館 電 03-3446-8011		

# (参考) 放射性核種に係る日本、各国及びコーデックスの指標値

(単位:Bq/kg)

		放射性ヨウ素 <sup>131</sup> I			放射性ヨウ素 <sup>131</sup> I 放射性セシウム <sup>134</sup> Cs <sup>137</sup> Cs					6
	飲料水	牛乳·乳製品	野菜類 (除根菜·芋類)	その他	飲料水	牛乳·乳製品	野菜類	穀類	肉·卵· 魚·その他	
日本	300	300	2,000	魚介類 2000	200	200	500	500	500	
Codex	100	100	100	100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
シンガポール	100	100	100	100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
タイ	100	100	100	100	500	500	500	500	500	
韓国	300	150	300	300	370	370	370	370	370	
中国	_	33	160	食肉·水産物 470 穀類 190、芋類89	-	330	210	260	肉·魚·甲殻類800 芋類90	
香港	100	100	100	100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
台湾	300	55	300	300	370	370	370	370	370	
フィリピン	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
ベトナム	100	100	100	100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
マレーシア	100	100	100	100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
米国	170	170	170	170	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
EU	300	300	2,000	2,000	200	200	500	500	500	

(注) Codex においては、放射性ヨウ素の欄に記載した数値(100)は、Sr90、Ru106、I129, I131、U235の合計 放射性セシウムの欄に記載した数値(1000)は、S35, Co60, Sr89, Ru103, Cs134, Cs137, Ce144, Ir192 の合計

## (参考)

ICRP	ョウ素の防護基準	セシウムの防護基準
国際协制绝	実効線量 50ミリシーベルト/年 (試算)300ベクレルの水2kgを1年間飲む 300×2.2×10 <sup>-5</sup> ×2×365=4.8ミリシーベルト	実効線量 5ミリシーベルト/年 (試算)200ベクレルの水2kgを1年間飲む 200×1.3×10 <sup>-5</sup> ×2×365=1.9ミリシーベルト

<sup>•</sup>各国は自国の食品摂取量等を考慮して食品別に摂取制限に関する指標を定めている。